

## 銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令（案）の概要

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）における銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。